

平成26年10月発行

# 請地だより

— 第35号 —

発行  
たかさき法律事務所  
〒370-0067 高崎市請地町11番地6 2階  
TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

- ホームページURL  
<http://takasaki-law.gr.jp/>
- メールアドレス  
[office@takasaki-law.gr.jp](mailto:office@takasaki-law.gr.jp)

弁護士 長井 友之  
 弁護士 栗原 秀和  
 弁護士 田島慎太郎  
 弁護士 岡村 香里  
 弁護士 宮崎はるか  
 弁護士 佐藤 亮

事務局  
 武井 智子  
 広木 朋子  
 堀内 敦子  
 久保田瑞紀  
 藤橋こずえ  
 吉田眞樹子



「箱根 大涌谷にて」

日増しに秋の深まりを感じる季節となりましたが、いかがが過ぎoshiでしょうか。

さて、私は毎年夏休みに、妻の実家がある宮崎に家族で行きます。海に入るために、できるだけ台風が来ないであろう時期を選んで七月中に行くのですが、ここ数年、必ず台風の影響と重なってしまいます。地球温暖化の影響からか、台風のシーズンが早まるとともに、台風が大型化しているようです。

今年の夏は、集中豪雨による災害が各地で相次ぎ、広島で起きた土砂崩れは、七〇名以上の命が奪われる惨事となりました。もちろん、日本列島は、地理的に自然災害の影響を受けやすいので、地震や台風で人命が失われることは珍しいことではありません(東日本大震災は記憶に新しいところですが)。むしろ、日本の長い歴史の中では、自然災害によつて壊滅的な打撃を受け、ゼロから復興を行う、ということは繰り返し返されており、いわば私たちのDNAに組み込まれているかのようです。

他方、人間の力が及ばない自然による破壊に対し「仕方がないもの」として諦める心性が、人間が作り出すも

のに対しても發揮される傾向があることも認めざるを得ません。ある事態が先行すると、その事態がいつたいどのような理由で発生したのかを十分に検証することなく、それを前提とした現実にはまず適応しようとする。あるいは、その事態は例外的なものとみなして(二度と起こらないだろうと期待して)、忘れ去ろうとする。その結果、なし崩し的に事態が悪化し、起こらないだろうと思っていた最悪の事態が起こるのです。

戦争の記憶がますます遠のく中、人間によつてもたらされた事態をしっかりと検証し、安易に追認することなく、原則を貫こうとする姿勢がますます求められているのではないのでしょうか。

ところで、皆様もご存知のとおり、当事務所は組織上の変更を経て、現在六名の弁護士及び六名の事務員が在籍する事務所として再出発することになりました。所属スタッフ一同、心機一転して、激動の時代を生きる皆様には有益な助言を行えるよう、日々鍛錬を続けていきたいと思っております。

これからも、何卒変わらぬご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

弁護士 栗原 秀和

## パートナー就任のご挨拶

弁護士 田島 慎太郎

私事にて恐縮ですが、私田島は、本年七月から弊事務所のパートナー弁護士として経営に参加させていただくことになりました。さて、従前のパートナー就任のご挨拶は本当に挨拶程度でひとこと述べるだけでよかったです。編集の都合なのか今回に限って一頁にわたって就任のご挨拶をしなければならぬということですので、今少しお付き合いください。

私が司法試験に合格したのは平成一九年九月、二九歳のときです。家族と共に喜んだそのときからもう七年以上が経過しました。本年九月にも司法試験の合格発表がありました。合格者数の減少傾向が明らかになり、司法制度改革も、「曲がり角にきている」という状態を過ぎ、既に角を曲がってしまったような状況だと思えます。人口減少の問題もあり、少なくとも日本に限れば、業界が全体としてシュリンクしてゆくことは避けられないでしょう。一方で、私個人はというと、弁護士としての技能を向上させ、自分が関わった全ての案件において、弁護士として、すなわち法のプロとして

誇ることのできる仕事をすればよいのであり、経営や事務所のことはいのち余り考えなくても何とかなると考える節がありました。幸運にして、今まではそのような姿勢であつても事件の依頼は徐々に増えていきました。しかしながら、最近では、法のプロとして誇ることのできる仕事を目指すという姿勢に加えて、事務所全体としての業務の質にも配慮しなければならぬと思うようになりまし。これは独立した場合とも異なるパートナー就任に伴う変化だと思えます。弊事務所では、本年一二月に新人弁護士の加入を予定しておりますので、私としては、これを機に従前から取り組んできた事務所内外における複数の弁護士間の連携システムをさらに発展させ、いつどの弁護士が対応しても安定的に質の高い業務を提供できるような、体制を強化したいと考えています。

一方で、私個人としては、独立しておひとりでご活躍されている弁護士のお話を伺って、羨ましいと思ふこともあります。独立した場合には、利益相反に悩まされることは非

常に少なくなり、経費は相当程度コントロールできますし、新人の業務をチェックする必要もありません。しかしながら、事案の処理について他の弁護士と協議して業務の質や方針をチェックすることが難しいというデメリットもありますので、結局は隣の芝生は青く見えるということに過ぎないのかもしれない。

パートナー就任挨拶のつもりがただの雑感に近くなつてきてしまいましたので、このくらいで終わりにしたいと思えます。私が、以前のパートナーである長井及び栗原、あるいはこれまで弊事務所から独立されたいった先生方と比較して未熟であることは間違いありません。しかしながら、今後の、個々の案件に全力で取り組むことはもちろんのこと、事務所の経営の一端を担う立場になったことも自覚し、これまで以上に努力を重ねていきたいと考えております。どうかご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



# 産業競争力強化法が施行されました

弁護士 岡村 香里

産業競争力強化法が、平成二五年一月四日に成立し、平成二六年一月二〇日に施行されました。この法律は、アベノミクスの第三の矢である「日本再興戦略」を具現化し、企業単位での規制改革や、収益力の飛躍的な向上に向けた事業再編や起業の促進などの産業の新陳代謝を進めることで、我が国の産業競争力を強化しようとするものです。具体的には、以下の各制度が定められています。

## (一) 規制改革

### ① 企業実証特例制度

企業単位で規制緩和の特例措置を適用することを認める制度です。これにより、企業自ら安全確保の代替措置を講ずることを条件としてではありますが、必要な特例措置の適用を受け、新規事業の開拓を勧めることが期待されています。

### ② グレーゾーン解消制度

新規事業では規制の適用の有無が曖昧であるため、規制に抵触するリスクを懸念して、新規事業を躊躇している企業が存在している可能性があります。そこで、産業競争力強化法は、企業が新規事業に関連する法律や命令の解釈や当該規定の適用の有無について、関係大臣に照会し確認を求めることができる制度を設けました。これにより、企業が規制に抵触するリ

スクを事前に回避することができるようになります。

## (二) 産業の新陳代謝

### ① ベンチャー投資の促進

ベンチャー企業に投資するベンチャーファンドに出資する企業に対し、税制上の優遇措置が与えられる制度が設けられました。具体的には出資額の八〇%を上限に損金算入を認めることにより、法人税の減免が認められる予定です。

### ② 事業再編の促進

事業再編計画等の認定を条件として、会社法の適用や税制等の特例を受けることが出来る制度が設けられました。優遇措置により、一企業では十分に成長できない事業の再編・統合と新たな市場への挑戦を支援しようとするものです。

### ③ 先端設備投資の促進

高額な初期費用を要し、初期稼働が見通しにくい先端医療機器や3Dプリンター等の先端設備について、会計処理が不明確であったためにリース手法による導入がためらわれているケースが見られたことから、会計処理の明確化等を図り、リース手法による先端設備の導入を促進する制度が設けられました。また、先端設備等を対象として、税制上の優遇措置が与えられることになりました。

## (三) その他の関連施策

① 地域中小企業の創業・事業再生の支援強化

地域における創業を支援するため、市区町村が民間のノウハウを有する機関と連携して、ワンストップ創業支援体制を整備することになりました。

また、過大な債務を抱える中小企業・小規模事業者について、各都道府県の中小企業再生支援協議会による支援を強化するとともに、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）を創設し、中小企業・小規模事業者が、中小企業再生支援協議会等による支援を受けて作成した計画に基づき、経営改善・事業再生に取り進む場合に、一般保証とは別枠で融資を受けられることとし、資金調達の円滑化が図られています。

そのほか、② 国立大学法人等によるベンチャーファンドへの出資、③ 中小企業等に対する、国内出願・国際出願の際の特許料等の減免、④ 産業革新機構によるベンチャー投資の迅速化の施策も定められています。

産業競争力強化法は、大企業のみならず、中小企業にとっても、利用する価値のある施策が定められていますので、要注目であると考えます。

# 近況報告

長井 友之

還暦まで二年を切った私なりに、今後の人生を真剣に考え始めました。まず、弁護士業務以外の分野で、「自分らしい社会貢献(地域貢献)をしたい」と思っております。ボランティアや篤志活動に関心はなかった私にとつては、極めて大きな変化です。信条としては、「私に関わった方が、私と関わって良かった。」と思ってくれることを目標に生きて行くつもりです。さて、全国公平委員会連合会の会長職の任期も残り僅かとなり、クライアントの皆様にも与えた不都合のうち、多忙に基づくものは若干は解消できるはずですが、そのためには、気力と体力の維持が肝要ですが、「還暦ウイリー、古希でも膝スリ！」を合言葉に、趣味の仲間と日々鍛錬しておりますので、ご安心ください。

栗原 秀和

DVD化されたのをきっかけとして、宮崎駿監督の「風立ちぬ」を見ました。エンジニアとして美しい飛行機を作ることに全てを賭けた男が、早世する美しい妻とともに束の間を生きる物語です。

主人公は、時局の悪化を殊更に憂うこともなく、また戦争の道具を作る葛藤など微塵も感じさせないほど仕事にのめり込みます。積極的に意図しなかったとしても、

結果的には妻(家族)を見捨てるまで仕事に没頭する姿には、「業」という言葉が思い浮かびます。男の身勝手さを批判する向きもあるでしょう。最後、主人公を愛し早世した奥さんに許される姿は、宮崎駿自身の懺悔の場面だったのかもしれない。大人のアニメとしてお勧めします。

田島慎太郎

私は平和主義者で格闘技経験はありませんが、ボクシングこそがあらゆる格闘技の頂点であり唯一無二の存在であるという身勝手な信念を持つっており、毎週欠かさず海外ボクシングの番組を見ている。また昔から小説を読むのも好きですが、あらゆる文学の中で一九世紀ロシア小説こそ最高峰である、これもまた身勝手といえ、身勝手な信念を持っています。どちらの趣味も語り合う相手がいないので話す機会はあまりありませんが、新人弁護士が加入するまでは難しいかもしれませんが、その後はなんとかお仕事の時間をコントロールして趣味の時間を取りたいと思います。

岡村 香里

息子も三歳となり、連れて出かけるのが楽になりました。とにかく乗り物が大好きなため、駅まで電車を見に行ったり、ぐるりんバスに乗ってみました。最近では大宮の鉄道博物館に行ったり、サンピア高崎で行われた

トミカランドに行ったりしました。とにかく混んでいましたが(特にサンピア周辺の渋滞はひどかったです)、親も一緒に楽しめたのでよかったです。SLにはだいぶ前に乗せたのですが、覚えていないようなので、近いうちにまた乗りたいと思います。

宮嶋はるか

すっかり秋らしくなりました。私は産休に引き続き、現在育児取得中でお休みをいただいています。生まれたばかりの小さな小さな幼

子に頬をゆるめつつも、慌ただしく毎日が過ぎていきますが、こんなに小さいのも今のうち。あつと言う間に大きくなってしまうので、お休み中はどうぶり育児につきり、復帰後は育児見聞を業務にも活かしていけたらと考えています。ご迷惑をおかけしますが、来年にはまた復帰予定ですので引き続きよろしく願いいたします。

佐藤 亮

弁護士佐藤です。いつの間にか、朝夕の澄んだ空気に、秋の深まりを感じる様になりましたが、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

寒い季節の好きな私としては、少し弾んだ気持ちで、毎日通勤しています。昨年の夏に授かった娘が一歳になりました。本人は、両親と会話しているつもりらしく、不思議な言語で話しかけてきます。また、最近になって「物々交換」を覚えたようで、自分の持っている物と他人の持っている物を交換することがブームです。

早いもので、私が当事務所に入所して九か月になります。これからも、自己研鑽に励み、皆様のお力になれるよう、努力を続けたいと思います。

## ホームページをリニューアルしました。

CHECK!



たかさき法律事務所は、この度ホームページを全面リニューアルいたしました。新たなホームページを、皆様へのタイムリーな情報発信の場と位置付け、一層充実したものにしてまいりますので、ぜひご覧下さい。

たかさき法律事務所  
ホームページ (URLの変更はございません)  
<http://www.takasaki-law.gr.jp/>

### お知らせ

この度弊事務所を退所いたしました。在籍中は皆様より格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。皆様の今後のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、退所のご挨拶とさせていただきます。

高橋(旧姓：辻)藍